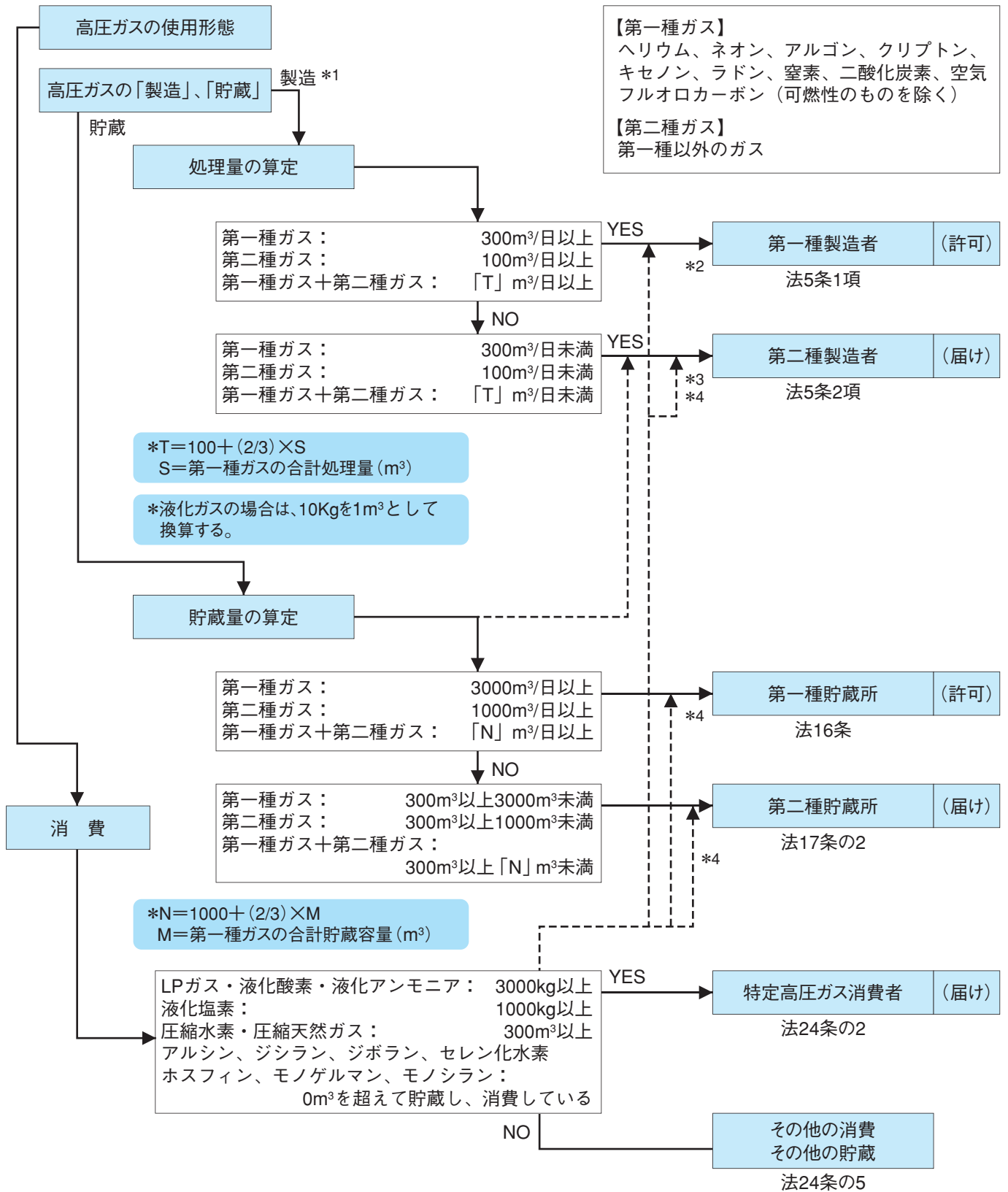


高圧ガスの法律

㊦ 高圧ガス保安法による事業所の分類表



\*1 CEの液面加圧や気化器も高圧ガスの製造となる。  
 \*2 第一種製造者は、貯蔵所とならないが、特定高圧ガスを消費する場合は、ガスの種類と貯蔵量により、特定高圧ガス消費者となる。  
 \*3 第二種製造者では、貯蔵量により第一種・第二種貯蔵所となり製造届けと貯蔵許可・届けが必要になる。  
 \*4 第二種製造者や第一種、第二種貯蔵所であっても、特定高圧ガスを消費する場合は、ガスの種類と貯蔵量により、特定高圧ガス消費者となり、届出が必要になる。

I 一般工業ガス用 圧力調整器

II 分析用標準ガス、理科実験器用 圧力調整器

III 半導体用特殊材料ガス 高純度・超高純度 キャリアガス用圧力調整器

IV 一般工業ガス 供給設備・機器

V 分析用標準ガス 供給設備・機器

VI 半導体用特殊材料ガス 高純度・超高純度 キャリアガス供給設備・機器

VII 大臣認定について

VIII 高圧ガスの法律

IX 参考資料